

赤字解消・激変緩和措置計画(東大阪市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	28	東大阪市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入金

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他	⑩~⑳ (円)	㉑=①~㉑ (円)
434,272,000	71,444,232	65,731,185	0	0	0	0	232,682,000	8,713,793	0	0	812,843,210	812,843,210

(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	675,668

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。
 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

国定義 (D)=(A)+(C)	0
大阪府定義 (E)=(B)+(C)	675,668

I-(4) 赤字の原因

大阪府定義の赤字原因は、本市国民健康保険加入者のなかでも多くを占める低所得者や、高齢者などの社会的弱者に対する本市独自施策として、保険料等減免を法定外一般会計繰入金繰入れにより実施してきたことによるもの。
 また、子育て世帯を応援する本市施策の一環として、多子世帯に対する奨励金の交付も一般会計からの法定外繰入れにより実施してきたため、大阪府定義の赤字原因となっているもの。

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

--

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

--

II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	219,831	308	71,831	41,904	▲ 89,286	341,853	89,227	675,668
残額	675,668	455,837	455,529	383,698	341,794	431,080	89,227	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	219,831	308	71,831	41,904	▲ 89,286	341,853	89,227	675,668
残額	675,668	455,837	455,529	383,698	341,794	431,080	89,227	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

令和6年度の大阪府統一基準に向けた措置として、保険料率については第5年次(令和4年度)に大阪府統一保険料率に移行したところであるが、第6年次(令和5年度)の統一保険料の急激な上昇を受け、第6年次(令和5年度)に関しては緊急的に激変緩和措置を講じる予定である。
 大阪府共通基準に係る保険料減免については第4年次(令和3年度)、大阪府共通基準に係る一部負担金減免については第3年次(令和2年度)に統一済みである。今後は、本市独自施策について、第4年次(令和3年度)以降、段階的に縮小し令和5年度末に廃止し、令和6年度当初にはすべてにおいて府内統一基準に移行する予定である。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.80%(50)	8.53%(50)	7.64%(44.2)	8.24%(44.2)	8.48%(44.56)	統一	8.86%(44.80)	統一	医療分に係る保険料率及び賦課割合については、令和元年度より標準保険料率をベースとして算出。 令和3年度までは本市独自財源を充当することにより、負担増加に対する段階的激変緩和措置を講じた。 第5年次(令和4年度)については統一保険料率を採用したが、第6年次(令和5年度)の統一保険料の急激な上昇を受け、緊急の激変緩和措置を講じる予定である。
	均等割(割合)	26,400円(35)	26,961円(35)	26,491円(33.4)	29,140円(33.31)	30,157円(33.15)	統一	32,948円(33.12)	統一	
	平等割(割合)	18,000円(15)	17,718円(15)	28,351円(22.4)	30,751円(22.49)	31,368円(22.29)	統一	32,750円(22.08)	統一	
	賦課限度額	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.05%(50)	3.16%(50)	2.69%(44.5)	2.69%(44.35)	統一	統一	2.76%(45.10)	統一	後期分に係る保険料率及び賦課割合については、令和元年度より標準保険料率をベースとして算出。 第4年次(令和3年度)から統一保険料率を採用済みであるが、第6年次(令和5年度)の統一保険料の急激な上昇を受け、緊急の激変緩和措置を講じる予定である。
	均等割(割合)	9,240円(35)	9,927円(35)	9,248円(33.2)	9,358円(33.22)	統一	統一	9,945円(32.94)	統一	
	平等割(割合)	6,240円(15)	6,523円(15)	9,897円(22.3)	9,875円(22.43)	統一	統一	9,886円(21.96)	統一	
	賦課限度額	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.80%(50)	2.65%(50)	2.58%(44.8)	2.66%(44.6)	統一	統一	統一	統一	介護分に係る保険料率及び賦課割合については、令和元年度より標準保険料率をベースとして算出。 第4年次(令和3年度)から統一保険料率を採用済みである。
	均等割(割合)	11,160円(35)	11,162円(35)	19,094円(55.2)	19,729円(55.4)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	5,640円(15)	5,693円(15)	0円(0.0)	0円(0.0)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	共通基準分については、第4年次(令和3年度)から統一し、市独自項目は段階的に解消し、第6年次末(令和5年度末日)をもって廃止する。
4 仮算定の有無		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	共通基準分については、第3年次(令和2年度)から統一し、市独自項目は段階的に解消し、第6年次末(令和5年度末日)をもって廃止する。

上記のとおり提出します。

令和 5年 1月27日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 東大阪市

代表者名 東大阪市長 野田 義和

印

